

令和6年度における独立行政法人製品評価技術基盤機構の中小企業者に関する契約の方針

令和6年7月
独立行政法人製品評価技術基盤機構

独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「当機構」という。）は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号。以下「法」という。）第5条の規定に基づき、令和6年度における中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針（以下「本方針」という。）を次のとおり定める。

第1 中小企業者の受注の機会の増大の目標に関する事項

- (1) 令和6年度の当機構における官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約金額の比率が前年度までの実績を上回るように努め、全体として61.0%、金額が17.2億円になるよう目指すものとする。
- (2) 新規中小企業者向け契約目標については、「令和6年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」（令和6年4月19日閣議決定。以下「基本方針」という。）において「新規中小企業者の契約比率についても、前年度までの実績を上回るよう努め、引き続き国等全体として3%以上を目指す」と定められている。
このことを踏まえ、この目標の達成に資するよう、新規中小企業者の契約比率については、3%以上を目指し、新規中小企業者の受注の機会の増大に努めるものとする。

第2 中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する事項

中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置については、基本方針に即するとともに、企画管理部の契約部署及びすべての部署（部、本部、センター、支所）の調達部署（以下「調達部署」という。）は、次の事項について取り組むこととする。

- (1) 官公需情報の提供の徹底
 - ① 入札情報について、入札情報公開システム等への公示を継続する。
 - ② 少額の随意契約による調達においても入札情報公開システム等に調達情報を公示し、中小企業・小規模事業者の競争参加者への情報発信に努める。
 - ③ 調達予定情報をホームページへ掲載することによって、予見可能性等を持たせ、中小企業・小規模事業者の競争参加者への情報発信に努める。
- (2) 中小企業・小規模事業者が受注しやすい発注とする工夫
 - ① 中小企業・小規模事業者が余裕をもって計画的に参加できるよう、仕様の内容に応じて適切な公示期間を設けることに加え、質問の受付対応や必要に応じてオンラインによる説明会を実施し、説明会から入札までの期間を十分に確保する取り組みを継続する。
 - ② 電子入札システムを利用した入札書等の提出を可能とする。
 - ③ 著作権等の知的財産権が含まれる印刷製造の発注等に当たっては、知的財産権の使用等についてその範囲を事前に検討した上で、その取扱いを書面で明確にするよう努めるものとする。また、契約にあたっては調達コストの適正化や著作物の二次的活用を図る観点から、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成16年法律第81号）第2条第1項のコンテンツに該当し、著作権等の知的財産権の発生が含まれる場合には、コンテンツ版バイ・ドール契約の活用を促進するよう努めるものとする。
 - ④ 契約の内容等に応じて部分払（毎月払い等）を行うよう配慮する。

(3) 事業継続力が認められる中小企業・小規模事業者に対する配慮

自然災害等の発生時における安定的な供給体制の確保及び中小企業・小規模事業者の災害への備えを促進していくことの重要性に鑑み、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第56条第1項に規定する「事業継続力強化計画」又は同法第58条第1項に規定する「連携事業継続力強化計画」の認定を受けた中小企業・小規模事業者の積極的な活用を図り、受注機会の増大に努めるものとする。

(4) 中小石油販売業者に対する配慮

- ① 国等又は地方公共団体との間で災害時の燃料供給協定を締結している石油組合について、災害時だけでなく、平時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み、当該協定を締結している石油組合及び当該協定に参加している中小石油販売業者に係る受注機会の増大に努めるものとする。
- ② 災害時の燃料供給協定を締結している石油組合を活用して円滑な燃料調達ができると認められ、当該石油組合との契約が管内の燃料供給拠点の維持に必要な場合には、調達を費用対効果において優れたものとする等々を十分に検討（公正性についての検討を含む。以下同じ。）しつつ、当該石油組合との随意契約を行うことができること。
- ③ 災害時の燃料供給協定を締結している石油組合及び当該協定に参加している中小石油販売業者を活用して円滑な燃料調達ができると認められる場合には、調達を費用対効果において優れたものとする等々を十分に検討しつつ、極力分離・分割を行うよう努めるものとする。

(5) 最低賃金の改定に伴う契約金額の見直し

清掃、警備、クリーニング、庁舎管理その他最低賃金又はその近傍の単価の被用者が用いられる可能性のある役務契約について、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう配慮するため、次の事項について取り組むこととする。

- ① 入札金額における単価について、契約期間中に最低賃金額の改定が見込まれる場合には、その改定見込額についても考慮した上で入札することを入札希望者にあらかじめ周知するものとする。
- ② 単価が改定後の最低賃金額を下回った際は適切な単価での単価の見直しを行う旨をあらかじめ契約に入れることとし、最低賃金額の大幅な改定があった場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて受注者に対し確認し、最低賃金引上げ分の円滑な価格転嫁を図るため契約金額を変更するなど適切に対応する。

(6) 労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇への対応

- ① 公共工事の発注に当たっては、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について、契約後の状況に応じた必要な契約変更の実施も含め、適切に対応するものとする。
- ② 物件及び役務の契約について、契約の途中で、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に変化が生じた場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて検討し、契約変更の実施も含め、適切に対応するものとする。また、受注者から労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇に伴う契約金額の変更について申出があった場合にはその可否について迅速かつ適切に協議を行うものとし、受注者からの申出が円滑に行われるよう配慮するものとする。
- ③ 上記①、②の対応に当たっては、経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日閣議決定）において、原材料費やエネルギーコストの適切なコスト増加分の全額転嫁を目指し、取引適正化を推進することとされていることや、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和5年11月29日策定）の趣旨を最大限に考慮するものとする。

第3 新規中小企業者及び組合の活用に関する事項

新規中小企業者等の活用のために講ずる措置については、基本方針に即するとともに、次のとおり取り組むこととする。

- (1) 調達部署は、類似の契約で新規中小企業者との契約実績のある契約がある場合には、新規中小企業者の参入を妨げることがないよう特に留意して、仕様内容等を定めるものとする。
- (2) 調達部署は、契約相手が新規中小企業者であるときは、必要に応じて、国における競争契約参加資格の取得、調達ポータル・政府電子調達（G E P S）への利用申請を促すとともに、官公需施策の情報を提供するものとする。
- (3) 調達部署は、一般競争入札による場合、競争参加者の資格の設定に際し、契約の履行の確保に支障がないと認められる限り、下位等級者の参加が可能となるよう努めるものとする。
- (4) 調達部署は、少額の随意契約による場合、契約の内容等を踏まえつつ、入札情報公開システム等を利用し、可能な限り新規中小企業者の競争参加に努めるものとする。
- (5) 推進本部は、新規中小企業者であって官公需への参入の可能性があるものに対して、必要に応じて、競争参加資格の取得、電子入札システムへの利用申請を促すものとする。また、こうした新規中小企業者のリストを作成して、調達部署へ提供する。
- (6) 企画管理部財務・会計課は、機構における新規中小企業者の官公需への参画実態を調査、分析し、改善策を検討する。
- (7) 企画管理部財務・会計課は、各調達部署において契約した新規中小企業者の契約情報を収集し、各調達部署に共有する。
- (8) 企画管理部財務・会計課は、官公需適格組合制度について、調達部署に対してより一層の周知を図る。

第4 第1から第3に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

- (1) 本方針の適用範囲
本方針は、当機構すべての部署（部、本部、センター及び支所）に適用する。
- (2) 中小企業者の受注の機会の増大のための推進体制
中小企業者の受注機会増大のため、本所に推進本部を設置する。推進体制は別紙のとおりとする。
なお、推進本部においては、第1の目標達成に向けて、調達現状を分析し、実績の向上を図るために有益な情報提供を行うほか、必要に応じ、各調達部署に対し改善を指示する。

別紙

推進本部

本部長 : 企画管理部長
本部員 : 企画管理部次長 (財務会計担当)
: 企画管理部財務・会計課長
: 企画管理部財務・会計課 契約室長
: 大阪管理室長

(事務局 企画管理部 財務・会計課 契約室)